

第6回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第6回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年5月31日（木）午後1時30分～午後4時30分

3 開催場所

北杜市明野総合支所 2階 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

学正博次（市内に住所を有する者）
弘田由美子（市内に住所を有する者）
埴喜一郎（市内に住所を有する者）
渡部義明（市内に住所を有する者）
三浦剛（市内に住所を有する者）
長田富丈（市内に住所を有する者）
佐々木周（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）
大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）
相吉正一（市議会の議員）
加藤紀雄（市議会の議員）
志村清（市議会の議員）
井出一司（市議会の議員）
進藤正文（市議会の議員）
栗谷真吾（市議会の議員）
篠原充（学識経験者）
松本真由美（学識経験者）
松平定之（学識経験者）

欠席委員

坂本清彦（学識経験者）
鎗野達男（市内に住所を有する者）
金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

事務局

土屋裕（建設部長）
浅川知海（産業観光部林政課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）

篠原雅典（生活環境部環境課環境保全担当）
日向武彦（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
福田和久（農業委員会事務局）
小澤駿太（農業委員会事務局）

会議録署名委員

学正博次
弘田由美子

5 議事

太陽光発電設備（設置）の推進・規制について

- （１）国・県の状況について
- （２）課題に対する検討について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

23名 報道関係者 2社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。進行はまちづくり推進課長の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

皆さまにご報告がございます。前回佐藤委員が体調を崩され、本委員会への出席が難しいという話をさせていただきました。本日は佐藤委員の後任の方を市で委嘱させていただきましたのでご紹介させていただきます。同じ西村あさひ法律事務所で弁護士をされています、松平定之委員でございます。松平委員、自己紹介をお願いいたします。

（松平委員） 弁護士の松平と申します。前任の佐藤の後を引き継ぎまして本委員会の委員を担

当させていただきます。北杜市のこの検討委員会の議論のお役に立てるように努力してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。次に会議の成立でございます。本日は17人のご出席をいただいておりますので、設置要綱第7条第3項により、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、本日は坂本委員、鎗野委員、金丸委員より欠席のご連絡をいただいております。次に、会議の公開についてでございます。本委員会の公開については公開すると決定しておりますので公開といたします。

また、本委員会の開催について事前公表を行なったところ、23名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要領を遵守されますようお願いいたします。

また、本日の委員会を傍聴する報道関係者については、八ヶ岳ジャーナル、東洋経済新報社でございます。報道関係者からは写真撮影、録音の申し出がありました。これを許可してもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいたします。では、次第に従い進めてまいりたいと思います。

なお、本日の会議の予定は予めご通知に記載しましたが、概ね3時間とし、午後4時30分の終了を予定しておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第6回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開催いたします。

まず、委員長より挨拶をいただきます。篠原委員長お願いいたします。

(委員長) 本日は前回の検討委員会から期間も短く、また5月は色々な会議がございますが、本日は第6回目の検討委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、外をご覧のように本日は雨です。この総合支所でやる時は非常に天気に祟られているようで、前回は大雪、今回も雨ということで、実は私ここ明野町が地元でございますが、足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本日は国及び県の関係者の皆様のご出席をいただいております。国からは経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課職員、県からはエネルギー局エネルギー政策課職員にご出席いただいております。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。このあと議事の中で説明をお願いするようになりますのでよろしくお願いいたします。

さて、検討委員会も前回まで市民委員の皆さまからの太陽光発電設備に関する課題について検討してまいりましたが、本日は前半は再生可能エネルギーの利活用に関する検討の場ということになるかと思っております。そこで、検討委員会の目的についてここで一応おさらいをさせていただきますが、この検討委員会については太陽光等再生可能エネルギー発電設備と北杜市の有する景観、そして自然環境及

び地域環境との調和について提言をまとめるという検討委員会になっています。そのために再生可能エネルギー発電についての推進・規制について議論を進めていく必要があるかと思っておりますので、改めましてこの場において確認させていただきましたが、委員の皆様にはそのような旨を念頭に、会議に挑んでいただきたいということをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) ありがとうございます。次に議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行お願いたします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。スムーズな進行ができますようご協力をお願い申し上げます。

次に、会議録についてでございますが、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成し、公表することとなっております。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となっております。本日の会議録の署名には学正委員と弘田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは早速議事に移らさせていただきます。太陽光発電設備の推進・規制についてということで皆様の手元に次第がございます。国・県の状況についてというところがございますが、こちらから国・県の方のご紹介をさせていただきます。先ほど私は冒頭でご挨拶も兼ねてご紹介しましたが再度ご紹介申し上げます。まず国の方については、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課職員です。その次に、山梨県エネルギー局エネルギー政策課職員です。本日は再生可能エネルギーの重要性、FIT法の位置づけ及び推進についてのお話をさせていただきます。それではまず経済産業省職員より説明をいただき、次に山梨県職員よりご説明をいただきます。その後一括で質疑の時間を設けたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは準備をよろしくお願いたします。

(委員A) すみません。時間がわからないんですけどどれくらいですか。

(議長) 前回の最後のほうで時間の設定をし、総体で3時間、前半で2時間だと思いますが、その内容でいく予定です。

(委員B) 要は、向こうの方々への質問時間を入れて2時間ということですね。

(議長) そういうことです。

(委員C) 始まる前に少し意見をよろしいですか。

(議長) 長くなりますか。時間の都合があります。

(委員C) 簡単でいいので、今日鎗野委員がやむなく欠席をしており言付かっておりまして、今日ご説明させていただき委員の方々時間に余裕があれば我々の審議の様態も同席していただいております。お聞きしていただくような時間はございますか。そこをご了解いただければと思っておりますがいかがですか。

(経産省職員) 私は後ろに予定が入ってまして、3時くらいには失礼させていただきます。

(委員 C) 午後3時くらいまでですね。県のほうはいかがですか。

(県職員) 私どももこの後予定がございますので、遅くとも3時には退席させていただきたいと思っています。

(委員 C) わかりました。

(議長) それでは説明に入らせていただきます。

(経産省職員) 資源エネルギー庁新エネルギー課です。どうぞよろしくお願ひいたします。北杜市のご担当から再生エネルギー関係の最近の状況について説明してもらいたいとお話を頂きましたので、現状について簡単に。あまり時間がないということですので時間をかけずにご説明したいと思ひます。まず、再生可能エネルギーがおかれた状況をご説明し、それから、今後再生可能エネルギーにはどのような課題があつて、これからどのように対応していくかについて、最後に、民間の取り組み事例や資源エネルギー庁で実施している委託事業についてご紹介して30分程度で終わらせたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、再生可能エネルギーがおかれた状況についてですが、左側の表ですが、2015年の世界全体の発電設備の容量の関係で、右側の上のほうに丸く書いてあるところがありますが、2015年に関しては再生エネルギーが石炭火力の発電を超えたという状況で印象的なデータが出ています。右側に関しては2016年の再エネの年間導入量が過去最大を更新しました。導入量の3分の2を再エネが占め、太陽光は他の電源を凌いで初のトップという状況です。世界の太陽光・風力のコストの比較に関するデータですが、太陽光に関しては、2009年以降全体の設備の価格の低下、これと平行して導入量が拡大しています。

世界の主要の再生可能エネルギーの発電の比較、これはホームページとかでよくご覧になられているかもしれませんが、一番右側が日本です。再エネの下のほう、少し色が濃くなっている黄色と青のところ、14.5%、まだまだ再エネに関しては増やしたいという状況です。

日本では今後、再エネの導入を増やしていきたいということで、2030年の目標として、現状の15%くらいから10%程度増やして、22%から24%程度にしていきたい。それで太陽光は7%くらいまで伸ばしていきたいという目標を掲げています。

平成24年の固定価格買取制度の導入以降、昨年の9月末現在で新たに運転を開始した設備が約3907万kwということで、導入以前よりも倍近くになっています。そのうち太陽光の占める割合が9割くらいになっています。

こちらがエネルギーミックスと国民負担についてですが、固定価格買取制度以降、15%まで伸びていますが、それに費やした国費が約1兆円でした。これから約1兆円程度でなんとか10%伸ばしていきたいという目標です。

エネルギー基本計画の検討ということで2003年に第1次エネルギー基本計画を策定し、直近でいうと、第4次エネルギー基本計画が2014年4月にできました。エネルギー基本計画の下で、長期エネルギー需給見通しを策定し、そこ

できめ細かく政策目標を具体化していくということになっています。現在、第5次エネルギー基本計画がパブリックコメントに掛かっている状況ですが、再エネの目標は22%～24%を維持という状況です。

それを踏まえて、2030年目標の実現に向けた各電源の方向性が掲げられています。赤く四角で囲まれているところですが、再エネに関しては、初めて再エネが主力電源に、と書かれようとしています。その中で、今後の目標を4つ掲げており、発電コストの低減、事業環境の改善、系統制約の解消を受けての対応、調整力の確保というものです。この4つの目標をブレイクダウンしたものがこちらの表になります。これは、5月15日開催の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第6回）でまとめられた中間整理資料の最後の方に添付されているものです。左側で4つに分類されていますが、発電コスト、事業環境整備、系統制約、調整力に関する課題を克服し、再エネの主力電源化を進めていくというものです。

こちらはコスト競争力を強化するということで、まず競争力のある水準までコストを低減させることが必要です。海外と比べると国内のコストは高いため、入札制度の導入や、技術開発を進めます。それから、自立化のための制度の在り方というところでは、固定価格買取制度が終わったあとでも、電源が自立して発電が行なわれるための対応や、FITのあり方についても検討していきましょうということになっています。

それから2つ目は、長期安定的な発電を支える事業環境整備です。責任のある長期安定的な電力であることが必要です。2019年以降、住宅の太陽光に関してはFITの買取制度が終わるものが出てきますが、これに対する対応を行いません。また、太陽光パネルの放置も心配されていますので、適切に処理・処分されるために、発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保するために必要な施策の検討を行います。

それから、系統制約については、発電事業者がなかなか送電線に繋げないとか、負担費用が高いという声がある中、電源の隙間を上手く活用できるようにしていこうという取り組みの検討を開始しています。

また、適切な調整力の確保については、これまでは火力発電を中心に調整を行ってきましたが、再エネも自力でやれるように、そういった検討も進めてまいりましょうということになっております。

ここからは2つほど具体的な対応をご紹介します。まずは太陽光パネルの廃棄問題への対応です。太陽光パネルの放置や不法投棄の懸念、パネルから有害廃棄物が出てくるのではないかという懸念、適切に処分・リサイクルされるかという懸念があります。一番左の放置のところですが、不法投棄・放置の懸念に対する検討を始めているところです。発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保するために必要な施策、例えば、第三者が外部で積立てを行う仕組みについて、今年度検討し、方向性をまとめる予定です。有害廃棄物の懸念に対しては、太陽光発

電協会において、パネルメーカーと廃棄物処理事業者の情報共有のためのガイドラインを作りその実施を徹底することとしています。適正処理・リサイクルに関しては、経済産業省と環境省で実態調査を行っているところです。

それから、太陽光発電協会で行なわれている取り組みについてご紹介します。太陽光パネルが長く適切に発電していくためには、発電事業者が適切に設計・施行・維持管理等をすることが必要です。そのために民間事業者の中でどんな取り組みができるかということを検討した上で、一つの解として評価ガイドの策定という取り組みが行われています。

F I T制度導入後、太陽光発電設備が急速に導入拡大している中で、一部に不適切な施工・設計といった事例も発生しています。評価ガイドの活用により、発電事業者が事業リスクを評価することを容易にし、発電事業者が評価結果を見て発電所の現状を理解して修繕や保守点検や売却といった行動につなげ、相対的に事業運営に係る知識を十分に有していないと思われる低圧の発電事業者の意識改革も目指す、という取り組みです。こういう対応をすることで、発電所の健全化、長期安定稼働を実現するというものです。具体的には、発電設備、基礎・架台、土地や権原も含めて太陽光発電所、太陽光発電事業について最低限こういうことをやらないといけないというものを、どの程度やる必要があるのか、業界として客観指標となるものを一般に示して、対応を促していくものです。J P E Aでは、6月中に評価ガイドの公表を予定しています。

最後に、資源エネルギー庁で、昨年度から実施している委託事業（地方公共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業）をご紹介します。地方公共団体、都道府県や政令都市を中心に、太陽光発電を長期安定的に発電できるように地域で支える仕組みを構築するための事業で、国がその費用をサポートするというものです。昨年度は、群馬県、神奈川県、静岡県、長野県、福井県、京都府、鳥取県、福岡県、大分県、長崎県、浜松市の11都道府県・指定都市で実施しました。経済産業省のホームページに、昨年度の報告書が掲載されていますので、そこで各地域で行なわれている取り組みがご覧いただけます。具体的な例として、浜松市では、太陽光発電の施工実績と技術力が一定の基準を満たした施工事業者のデータベースを作成して公開しています。また、福岡県では、県内の民間事業者を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣して課題解決を図る、既に導入している設備の安全対策の検討を行なう、などを実施しています。

今年度は、県・指定都市を中心とした協議会を作り、その中で知見を共有し、また、地域の課題を集約して解決策を検討していくといった取り組みを支援していく予定です。また、良い取り組みができれば、それを他の地域にも周知していきたいと考えています。現在、今年度事業の公募を開始しているところで、明日、経済産業省で説明会を行う予定です。明日の説明会には、山梨県さんからもご担当者も出席されると伺っております。このような事業を活用して頂き、太陽光発電に関する地域の課題に関して、本協議会等とも連携して検討していただけると

良いのではないかと思います。以上です。

(議長) それでは、国からの説明は以上で終わりです。(経産省職員) ありがとうございます。続きまして、(県職員) よろしくお願いたします。

(県職員) 県のエネルギー局です。座って失礼いたします。資料等用意はしてございません。本日私からは、事業用の太陽光発電への取り組みとその成果ということで、太陽光発電施設の適正導入ガイドライン等の策定からその取り組みから成果について簡単に説明をさせていただきます。

平成24年7月のFIT制度、固定価格買取制度の開始によりまして、県内への急速な太陽光発電の導入が行なわれてきました。そのような中、防災面や環境面などで様々な問題が各地で発生したことから、県として事業者が自主的に取り組むべき指針ということで、平成27年1月に全国で初めて太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定いたしまして、事業者の指導を開始いたしました。昨年3月なんですけれど、3月には国が策定したガイドラインと整合性を図るためにガイドラインを見直したところであり、主な内容といたしましては、県のガイドラインに適合しない場合は国のガイドライン違反、ですからFIT法違反になるような仕組みに改定した部分と、あと県と市町村の連携の強化を図るために、事業概要書等の共有、県・市町村の連絡会議の設置などを規定して、適正な太陽光発電施設の導入に取り組んできたところでもあります。

また、今年度については、ガイドラインの実効性をさらに高めるために国との連携強化、国へのFIT法違反というか国への通報用に認定取消しに持ち込むような仕組みを活用していったりということを県と市町村で考えていったり、市町村と連携強化という部分で、事業者への地元説明会の開催の指導は引き続き行ないますし、地元説明会へは県・市町村の担当が参加をしたり、県・市町村の連絡会議の定期的な開催等において連携を強化したところでもあります。

また、県庁内といたしましては、特に課題等が多い林地開発の許可制度の所管する各林務環境事務所の技術の次長にエネルギー政策課兼務発令をいたしまして、それぞれの地域のところで専門的な知識を活用して、事業者はもちろんなんですけども、市町村の担当者にも適切なアドバイスをしていただくような内部の体制強化を図ったところでもあります。

このように、約2年半くらいになりますが、県のガイドラインを策定後の取り組みの成果といたしましては、市町村と連携して、事業者向けのセミナー等を定期的で開催して、ガイドラインの周知を図るようしております。その中で、特に50kw以上の高圧の発電事業者については個別にセミナーの案内を出して、積極的に県からセミナーに参加するようということで、ガイドラインの周知を図っているところでもあります。

また、各市町村の窓口や、県の出先機関の窓口に来た事業者については関係する県・市町村が事業者の情報を共用して協力して指導にあたるようなことも行なっております。その結果この3月までに242の事業者に対して、延べ423回の事業

者指導を実施しております。その指導によって、どのような成果があったのかと。根拠は具体的には2つ例示として示させていただきたいと思っておりますけれど、北杜市においては、当初計画していた事業地が観光資源に隣接した所だったもので、それは県と市と共に事業者を指導した結果、代替地に予定地を変更した事例もございます。また、富士吉田市では、林地開発の許可制度の対象とはならないものでしたが、市と県で事業者を指導して事業者が法面保護排水設備工事を実施するなど、法律で規定している以外のところでもガイドラインというものが成果をあげているのかなと。

その他は地元の合意形成として地元の自治会と事業者らが協定を締結したり、事業を断念するというケースもございます。また、防災対策としては法面保護とか排水設備の設置等、景観面では植栽の実施だったり残地森林の配置、環境面では発電施設の中で害虫が発生したらそれを駆除してもらったりとか、パネル設置の面積を縮小したり施工方法を変更したりというふうな指導の結果、このような成果をあげているところがございます。県といたしましては、引き続きガイドラインを元に事業者の指導を行なうとともに、市町村と連携して対応していきたいと考えております。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま(県職員)から説明がございました。それでは、国及び県の説明等が終わりましたので、これより質疑応答に移らせていただきたいと思います。委員の皆さま、質問がありましたらお願いします。(委員D)。

(委員D) 最初に国に聞きたいわけですが、基本的に再生エネルギーを推進していくという話はわかったわけでありまして、再生エネルギーの中で特に太陽光発電設備が非常に我々の地域では多く出ており、はっきり言ってトラブルもある。今回第6回目の検討委員会がなされている中で、過去5回にわたって太陽光について検討がなされてきたわけです。それだけ非常に太陽光設備が北杜市には多いということなんですよね。そういうことの中で色々な問題が出てきていると。本来ならば住民同士が仲良くやっていければいい地域であるわけですが、その中で色々なトラブルが起きてきていることも間違いないということなんですよね。

話をまとめて言うと、基本的に国が推進だからというところがあるのかもしれないけれども、FIT法の太陽光発電の法律、そこが非常に曖昧模煇な部分があるのではないかということで、なかなか末端の地方自治体でもトラブルに対して非常に難しく苦慮している部分が大変あるわけですよ。多分この後色々皆さんのほうからも意見が出ると思うんですよ。我々は住民の中でトラブルでいがみ合うというのはそんな馬鹿な話はないんだろうと。これは基本的な考え方のわけですが、そういうことの中で、推進と今やっている太陽光発電設備、再生エネルギーに伴うトラブルが非常に多いということ。それはしっかり法律か何かで規制がされれば一番いいと、私はそのように考えているんですよ。それがないと、条例や何かで色々やっても上位法がないと訴訟の問題の中で後々の問題が非常に出るということなんですよ。ここに国の方がいらっしゃいますから、そこはやはり国の中の法律の問題なのかなと

思っています。

そしてここだけは言わせてもらいたいですけど、景観などについては非常によくわからない部分なんですよね。個々の人の考え方にもよって捉え方の問題もありますから。ただ、景観を守る中で再生エネルギーをやっていきたいと思いますという部分なんです。このように、上位の法でよくわからない部分がある中で、この事業が進んできているから地域間のトラブルが非常に多いということなんです。ですから色々検討されているということですが、先ほども言いましたが、北杜市の場合は非常に事業用の太陽光発電設備の立ち位置が多いと認識しておりますので、早急にそこをこのところを検討していただいて、なかなか色々な問題が出るのかなと思っていますが、そこはどうですか。

(議長) それでは(経産省職員)お願いします。

(経産省職員) 太陽光発電の事業計画策定ガイドラインを今年4月に改訂しました。地域と適切なコミュニケーションを図ってくださいと明記しております。地域住民や環境への配慮、自治体との調整がより重要になるということをしっかりメッセージとして出した形になっています。まず、自治体に対しては、事前に計画を相談して関係法令・条例の確認をしっかりしてください、これは遵守義務です。また、努力義務になりますが、説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図ってください、問題にならないようにしっかり説明してくださいという建て付けになっています。

今回の改訂で周辺住民と環境への配慮、安全に配慮した設計・施工・運営、それから設計から撤去・廃棄までの事業の運営・管理に関しては努力義務ですが、これを怠っていると認められる場合には、FIT法の12条の指導・助言の対象となる可能性があるという形で、ガイドラインに明記しております。そこで対応していきたいと思っております。

(議長) よろしいですか。

(委員D) ガイドラインでという話のわけですが、それはかなりの強制力があるという理解をしていいですか。

(経産省職員) ガイドラインを守ることを前提に認定申請を行うことになっていますので、ガイドラインを守らない場合には、指導・助言等の対象となる可能性もありますので、それは事業者にとっては強制力になると思います。

なお、地域ごとのトラブルは北海道から沖縄まで色々なところで事情が異なりますので、それを一概に一つの法律でこういうふうにしなさいとは決めきれないというところからこういう建て付けになっているということをご理解ください。

(委員D) もう一点、いいですか。皆さんあとで聞きたいことたくさんあると思いますので私はこれでおしまいにしますが、北杜市議会におきましては、平成27年12月に地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書というものを国に出させていただいているわけですよ。要は議会として真剣に取り組んで、抑制というところを考えたときに、先ほど申し上げましたように、北杜市は逆に言えば太陽光設置には

適している地域だからそれだけ多いということだろうけれども、あまりにも多すぎ
る中でこの意見書が出されているわけです。山梨県下においても、近く2回目が多
分出ると思うんですよ。出たところで確認しないとわからないんですが。そういう
状況になって非常にトラブルがあるからそこをなんとかしてくれと、こういう話の
意見書が出ているということだけは承知だけしておいてください。

(議 長) (委員D) どうぞ。

(委員 D) 話の流れを止めるわけではございませんが、お二人がお帰りになる前に確認して
おきたいんですけども、(経産省職員)のご提示いただいたパワーポイントのデー
タはあとでコピーをいただくことはできますか。我々これだけの情報を審議会でお
話しするときに、記憶の範囲でやっていると大変失礼なことになっちゃうので、お
手元にコピーをお持ちでしたからぜひそれを残しておいていただければ非常に助か
るのですが、いかがでしょうか。

(経産省職員) 資料の中で引用した資料やデータ等について、プロジェクター投影に関しては
了解を得ていますが、資料配布については確認しないといけないので、後日、
北杜市と調整をさせて頂きたいと思います。

(委員 C) お願いします。県のほうはいかがですか。表示はなかったんですが、お手元の資
料がございましたけれどもお手元の資料を今日コピーさせていただいて残していた
だくことはできますか。

(県 職員) これについても…

(委員 C) わかりました。後ででき次第事務局に渡していただけるということですね。よろ
しくをお願いします。

(議 長) それでは、確認をした後、事務局と精査して資料作りをしてください。(委員E)
どうぞ。

(委員 E) ご説明いただいた内容、再エネ、マクロ的に推進ということについては別に何も
ございませんし、今までホームページと先週出た中間整理も読ませていただきました。
その内容を説明いただいたとっております。北杜市という小さい地域に限りますと、
太陽光以外の再エネというのは風力1件しかございません。それ以外はす
べて太陽光です。そしてこの小さな町で既に1,500件以上の導入がございます。
さらに、3月末に発表された導入状況でいけば、あと1,200件以上の未稼働案
件がございます。そして、私自身4年間これに関わっておりますけれども、住民と
の大きなトラブル、先ほどガイドラインで仰ったような、事前に自治体への相談と
か、私の感覚ですけれども今まで見てきた中で事前に相談をされて、計画段階で住
民への周知を全く行なわれていないと感じています。ですから、今いただいたお二
人のご説明がすごく雲の上の話であって、現実の話との乖離をすごく感じました。

そして、再エネ推進で30年度は22から24%に向かっていているというのもよく
わかります。しかし、この中で今事業用太陽光というのは移行認定を過ぎた数量で
すね。とにかく権利だけを取ってしまったのではなくて、FIT法の下で、既に審
査を終えて移行認定された事業用の分が6,730万kwあるわけです。本来の2

030年の目標は5,500万kwでしたね。ですから、既に接続契約をしたもので2030年の目標を超えているわけです。まずそれが超えているにも関わらず、色々有識者の方にお話を聞いたこともあります。まだFITをやめる、ポストFITの話はなかなか出てこない。まだまだ認定を続けるのはなぜなんだろうかと。確かに再エネ全体でいえば10%足りないかもしれませんが、太陽光に異常に偏重しているわけです。その事態をどう見ておられるのかと。

先ほどガイドラインで遵守、推奨と2つありますが、遵守ということでやっていますということですが、一番の問題は、特に50kw未満もそうですけれども、事業者の良心に頼っている部分があるわけです。本人がちゃんとやってくさいと。そして、やってくれなかったら不適切案件の情報提供等であとからどうにかしますという話で、最初に着手する前の担保するものが何もないんですね。実際にその結果、例えば架台の強度であるとか、そういったものも何もされていない。先日3月の大雪のときに、全く届出をしないで過積載を行なった所が雪で架台ごと潰れました。そういうこともあります。例を挙げるには枚挙に暇がないほどあります。そういう実態をご存知なのか、それをどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

(議長) (経産省職員) よろしいですか。数件ございましたが。

(経産省職員) 目標に関して認定量が超えているのではないかと、については今日この場でお話するのは難しいので、ご了承ください。

2つ目の事業者の良心に頼っているということについてもなるべくやれる対応を今順次進めているところであります。自治体等から経済産業省に情報を頂いて、そこで個別の事業者を確認を取ったり、指導を行なっている例はあります。それを公表はしていませんが、今後、認定取消しまでいった場合、事例として紹介できることになれば、抑止力になると思われれます。

(議長) ありがとうございます。(委員E) よろしいですか。

(委員E) それで、不適切案件の情報提供ということで、私自身も随分出させていただきます。ただ、市民から出す場合には、出しても回答はしないということですのでそれがどうなったかというのは全くわかりません。そして北杜市で一番大きな問題は、96%の50kw未満の低圧分割案件です。現実に50kw未満で本来の一つというのが圧倒的に少ないんです。最大60件の分割案件まであります。私は異常な事態だと思っています。そして、その分割案件ほど認定を取るのが簡単なので、業者の質も設置方法も非常に悪い、周辺住民への説明もない、すべての問題がいっぱい詰まっています。設置届出帳から認定情報を追っていますが、もう既にたくさん事業が他の会社に売られています。ですから、所有者を追うのは本当に難しいんです。そういったことがどんどん続いて、50kw未満の問題は私自身も経済産業省新エネルギー課に何度も耳にたことというほどお話をさせていただいて、この50kw未満をなんとか解決しない限り、問題は何も解決しないというふうな話しをしております。そして、実際全国でいえば太陽光が68万件あるわけです。ここ

でお答えできないかもしれないですけども、そのうち例えば5件、10件が不適切案件ではなくて、ほとんどが不適切案件だと北杜市の場合は思います。それを本当に対応できる体制にあるのでしょうか。

(議長) お答えできますでしょうか。

(経産省職員) 先ほど説明しましたが、太陽光発電協会と協力をして発電事業の評価ガイドというものを作っています。最低限こういった要件を具備するのが正しい発電所、発電事業であるというものを、業界としての客観指標として見せられるように作成するものです。それを作った上で、それぞれの事業者が自己採点をする方向にうまく動いてもらえるようにしたいと思っております。自分の発電所が「20年以上保つかな」というのを考えてもらえるきっかけになるようなものを作りたいと思っています。このタイミングで点検する、メンテナンスをするというきっかけになれば、良いと思います。そういったものがうまく動き出すと、先ほど売られているというお話がありましたが、小さな発電所が売買されるようになると、大きな資本の方が作り直しながら発電事業を行うというようにならないか等と考えながらやっているところです。

(議長) ありがとうございます。(委員E)。

(委員E) 一人で色々話して申し訳ありません。今のお話は確かに評価ガイドを作り上げるのはとてもいいことだと思います。ただ、ガイドラインですからそれには強制力がないと思います。そして、大手の方はちゃんとやっていただけるとかそういうお話も今まで色々な方から伺いました。それから先ほどの県の方のお話でも、セミナーを開いて130何社の方にお話をされています。ただ、圧倒的に50kw未満の個人事業者とか、例えばJPEAに加入しているのは何社でしょうか。135社くらいですよ。実際に、全国に何十万という個人事業者、あらゆる職業の人が太陽光に入っているわけです。その人たちが問題を起こしているわけです。今までの既存の業界、自動車業界だとか食品業界だとかそういうところは皆業界団体がしっかりしているんです。私も長いこと食品業界で働いておりました。自主規制のほうが国の法律よりも遥かに厳しいんですよ。ただそういう業界になっていないということを理解していただかないと。その事業者の社会的な責任とかそういうものが全く関係しない人たちがやっている。残念ながらそういう前提で考えないといけないと思います。これはお願いです。

それから中間整理にも出ておりました。今も説明がありましたがこれからのセカンダリー取引が活性化するようにと。ただ、私は逆にそれが恐ろしいと思っています。以前に課長がこちらに来られたときも、そういう零細なのを大手が買ってだんだん大きくなっていったらいいと仰いました。実際に、零細企業がやっているのは場所も悪いし、すごく小さいし、住宅地の真ん中であったり、そこを大手が買いますかというような所ばかりなんです。ですから、そこが今何も知らない株取引のようにネットでどんどん売り買いされていて、一般に皆さんが思っているのは最後に誰がババを掴むかという状態なんです。どんどん発電効率が悪くなって儲から

なくなったときに、知らない人が買ってどうしようということになるだろうというのは多くの方の見方です。ですから、やはり本当は今日も現地を見ていただきかけたんですけども、現場を見て実際に皆さんが頭の中で考えられていて、非常に良識のある、社会的責任のある事業者に対してやっている施策と、実際にとにかく儲かるから何でもいいやということで参加している事業者との大きな乖離をぜひ理解していただきたいと思います。

(議長) (委員F) どうぞ。

(委員F) 国と県の方に聞きたいんですが、太陽光発電事業は約6年目を迎えるわけですが、国が建築基準法の中で太陽光発電施設が工作物として特例除外されていることで、市としては条例化ができないということでありまして、平成29年4月1日からFIT法が施行した中で先ほど説明があったように、地域との共生を図る、これが一番大事なことで、国のガイドラインでは事前に立地をよく見た中で場所を進めていただきたい。事前に説明会を開くとか、ガイドラインを伴ったことを我々は条例化したいと思っています。そして、確か松山課長が地域は地域で条例化も認めるというような発言もしています。そこを確認したいことと、あと今4月1日から太陽光の情報公開がだいぶ遅れていますよね。その点について色々検索しているんですが、まだまだトラブルがあるんですよ。条例化をするために検討委員会は今日で6回目です。そこが一番ポイントで、せっかく来ている中で、条例化できるということをやったり確認したいんですよ。「全国の市町村で平成29年の2月1日現在で62市町村のうち、28市町村が条例化をしている」ということがインターネットで検索してわかっています。最近でも日光市を始め、今日も少し来る前にインターネットで調べてきたら、かなりの市町村が条例化しています。その通り私はできると思っていますので、そういったことの確認と、県においても三重県で1ha以上は条例化、和歌山県でも3月に条例化で知事の認定を受けなければならない条例が決まり、6月22日から施行されることになっています。兵庫県でも5千平米以上は知事の条例で、山梨県でも状況を視察に行ったということも聞いています。

山梨県においても、そういうことを垣間見れば条例化ができるのではないかと。せっかく全国に先駆けて山梨県のガイドラインを施行したんですから、そこに基づいて指導して、市町村も特に北杜市は自然環境・景観が宝ですよ。今こういう現実があるんですよ。6年目になって太陽光だらけ。要は、景観を阻害する見え隠しをするとか、高さ制限するとか、ガイドラインの伴った条例化ができるかどうか、そこをお聞きしたいです。県の条例化も考えがあるか、2点お聞きします。

(議長) 条例と上位法について、国と県のお考えをお聞きしたいということですか。

(委員F) 市町村で条例化している所も今現在で35以上あると思います。県においても3つの都道府県がやっている。そういうことであれば、独自性でやってもいいと。なかなかすべて規制することはできないと思うんですが、そこについて。

(議長) 条例化が可能であるかという形を言っているんですね。それはお答えできますか。

(県職員) 議事から少し外してもらってもいいですか。少しお聞きしたいことがあるんです

けれども。

(議長) オフレコということですか。

(県職員) すみません。今県の立場からお答えするのに一応確認したいんですけど、それは一般的に言う、条例が作れるか作れないか。それとも、太陽光発電の設置を規制する条例が作れるか作れないか。後者のほうでしょうか。

(委員F) 一般的に条例が作れるか。ただ、避けるべき地域とかそういうことは可能だと思うので、そこだけはっきり明確になるようであればお答えいただきたい。

(県職員) 一般論は国のほうのことだと思うんですけども、県の立場ですと、やはり上位である国の法律とか政令等色々あると思いますけれども、例えばそれより厳しい規制だったりとか、そこを逸脱したような条例は一般的には作れないというふうに考えております。

(議長) その一般論的な話については、法の専門家もいらっしゃいますので、このあとまたその議論をできればと思いますがよろしいですか。一般的な話しかできないということですので、ここで話す内容についてはどうでしょう。また法の専門家も学識経験者もおりますので、そこでお話したらよろしいかと思えます。

(委員G) そのことについて、関連して国の方に確認をしたいんですけど、FIT法の改正のときの趣旨の中に、「事業計画策定ガイドラインにおいて、遵守事項として記載されているもの（県・市町村の条例等）を遵守していない事実が判明した場合、指導や改善命令を行なう可能性があり、それでも遵守しない場合は認定取消しの対象となります。」というのがエネルギー庁の説明です。私たちは去年の6月議会でも条例について議論をしたんですが、私たちの拠り所としてこのことで、地方にある条例が書いている遵守事項、あるいは今言ったような守っていない場合は条例の中身を国のガイドラインに直結して、国として指導したり認定取消しができるという立場は変わらないですか、ということを確認したいです。

(経産省職員) その通りです。

(委員G) 県と市で条例を作れば、言ってみれば認定の取消しに繋げることができるというふうにとということが確認できましたのでわかりました。

(議長) 他にありますか。(委員H)。

(委員H) 主に2点聞きたいんですけども、まず認定とか接続契約を結んでいる案件でまだ連携していない、色々な理由があると思うんですが、北杜市、山梨県は過密なのでプロセスで東電との接続ができないで待っている案件がたくさんあります。それで事業者としては認定は取ったけど事業を一向にしないでただ放置して、転売目的なのかかわからないんですけど、結局認定数の目標数ももう既に多いから認定しないでくれという意見も先ほどあったんですけど、そうすると逆に発電事業をやりたい事業者ができなくなってしまうと。だから、もう何年も放置して完成、要するに工事に着工しない所は取り消してもらいたいというか、事業者側の意見としては、すぐ工事して連携したい所になかなか認定が出ないんですね。実際問題、認定を申請してもう1年近く出ていない案件も21円であると。一方、42円はずっと着工し

ないで放置されていると。そんな42円で権利を取っている人はもういい加減全部ここでチャラにしてもらって、21円の人をどんどん入れてもらいたいですね。そうすれば電力のコストは下がるし未来は明るいと思うんですよ。まずそのところから変えてもらいたい。今回の議論の中では少し違うんですけども事業者側としてはそう思っています。本当に真剣にやりたい人がいるんですね。

それともう一点は、太陽光発電の寿命の問題ですけど、原発の寿命は30、40年とか言っていますが、FITで20年買取期間があると。そのあと廃棄しなければならないような内容になっています。廃棄が義務じゃなくて、事業者としては継続して60、80年発電事業を行ないたいんですね。そうすると利益が出てきてコストが下がると。さっきの21円の話じゃないんですけど、善良な事業者は5円でも10円でも売りたいです。今は42円で20年で儲けて終わりにしようという人がいるから問題になっていると思うんですね。1円でも5円でも発電して電力に寄与できれば私は生きている限りは続けたいと思います。だから、経済産業省の考えとして安いコストで太陽光を発電する人にもっと温かい目を向けていただいて支援して、うちの会社も潰れそうなんですよ。安い値段でも発電できる環境を早く作ってもらいたいと思います。先ほどのプロセスの問題が一番問題です。東電が繋いでくれないと、私もパネルを並べて1年待っています。50kw以上で分割でやっていないんですよ。ちゃんと指導に従って100kwとかで出して、主任技術者の免許も持っているので主任技術者が管理する予定ですが、それなのに繋いでもらえないのがあるんですね。そうすると非常に会社も厳しい状態ですのでどうにかしてもらいたいです。要するに、放置している人を取り消してやめてもらって、いっぱい並んでいるあとから入った人を繋がせてもらいたいと思います。その点と廃棄の問題と続けて発電したい人を要するに支援してもらおう。さっきのメンテナンスの体制をもっとちゃんと確立して長期で事業が行なえる環境を、なるべく廃棄しないでいけるような方法を考えて指導していただきたいなど。その2点です。よろしくお願いします。

(議長) ありがとうございます。(経産省職員) どうでしょう。そのような展望というかお考えがあるようですからコメントをお願いいたします。

(経産省職員) ご意見として受け取りました。

(委員H) 42円のずっと着工していない人はもういい加減…

(経産省職員) そちらもご意見としては承知しています。廃棄の問題についても、20年でFITが切れますが、それ以降も使って頂きたいというのはその通りです。我々もせっかく作った発電所が国の費用を投入しないでも自立して、国内の発電事業としてしっかり回していただきたいというのはその通りだと思いますので、そのための支援を我々としても考えていきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。冒頭に申し上げましたが、(経産省職員)と(県職員)についてはお時間がそろそろ近づいておりますので最後にご質問を。(委員A)。

(委員A) 先ほど国と県の方が仰っていた中で、将来の廃棄・放置という問題。私は40数

年化学の仕事をやっています、その問題というのは私自身太陽光そのものの将来の話として非常に憂いがある問題でいつも注目しているんですが、先ほどその話のとき、将来20年ではなくそちらの方は本当は40年も50年も使いたいけどと言うけども、実際は私は化学の立場からすると必ず劣化が起こってくるわけで、それは無限にはいかないというのははっきりしています。放置が起こる恐れもすごいです。もし放置された場合に、業者を指導するというふうなことも考えていらっしゃるということで仰りましたけども、私が言いたいのは、例えば既に今年の3月末までに標識やフェンスのことの期限も一応ありましたよね。前回のこの会議で(委員E)が発表したんですけれども、私ども市民委員7人おるんですが、皆で約100件抽出して、そのフェンスや標識の状況を見に行きました。大雑把に言いますけども、そのうちフェンスがある所は70%、不完全ないしなかった所は30%、標識があった所は24%、不完全あるいはなかった所は75%。これは完全に5月の時点に我々が歩いて見たんです。4月はとっくに過ぎている。その時点でもまだそういう状況はありました。国として最低限それはやってくれという指示・指導をやっていない、そのことを国としてご承知してますでしょうか。現状はどういうふうにご理解されていますでしょうか。北杜市が悪いのか標準的なのか、あるいはそういう数字はありますか。

(議長) (経産省職員) よろしいですか。

(経産省職員) 数字はありません。

(委員A) 言葉を付け加えますと、20年先のことを言うだけじゃなくて、既に今まで作ったルールをどれだけ守っているかというのをしっかり押さえてもらわなければいけないということです。以上です。

(委員B) はい。(挙手)

(議長) 時間がないのでそれ一件でお願いします。

(委員B) すみません。帰りの電車か何か予約されているんでしょうかね。私から一言言いたいのは、現実には私が今直面している問題です。これは来月6月17日に設置業者が地元民に対して説明会をしますよという資料をポスティングしました。しかし、私のところには入っていないんですよ。あなたは出席してはいけませんよと、そういう事実がある。それをお伝えしたいし、その資料が今あるし、持って帰っていただいたらなと思っています。それと同時に、その業者は地主に無断で認定を取ったものがそのまま移行認定後も認定されてしまっていると。その場所もデータとして持ってきていますのでそれもお持ち帰りいただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。以上です。

(議長) それでは、約束どおり時間となりました。本日は誠に丁寧なご説明ありがとうございました。本委員会の今後の議論の参考とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。それではこのあと休憩にしたいと思います。壁にかけてある時計を参考にして15時10分まで休憩といたしますので、再開に間に合うように入室をお願いします。

【休憩】

(議長) それでは時間になりましたので、検討委員会を再開いたします。お手元にある「(2) 課題に対する検討について」に入る前に、前回市民委員の方より要望がございましたが、「第2次北杜市環境基本計画(案)に係る意見等に対する回答」、パブリックコメントについて、手元に配布してある資料から事務局より説明をお願いしたいと思います。事務局よろしいですか。

(委員 C) その前に一点だけ今の県と国の説明に関してまとめ・要望だけ。時間が足りなくて、個別に質問するんじゃなくて、これからこういうことだけはお願いしておきたい。

(議長) それはパブコメのあとでまた話がありますので。

(委員 C) 事務局に対してお願いしたいんだけど、時間がすごく足りなくて、皆さんの質問がまだ残っていたというふうに私は感じます。それは時間の制約があってお約束だから構わないですけども、今日の話の内容で個別に質問するのはいかんですから委員会として、国や県に対して質問状を出してそれにまとめて回答していただくと。そういう形で進めていただけないかなという提案です。委員長のご判断をお願いします。

(議長) 時間の都合がございますので、このあと時間がありますから次の(2)の検討のあとにできますのでそうしていただきたいなと思います。それでは事務局をお願いします。

(環境課) それでは第二次環境基本計画について、環境課がご説明させていただきます。この計画については北杜市まちづくり計画、北杜市景観計画、再生可能エネルギービジョンなどの関連計画の策定をしたことを受けまして、環境面で総合的な計画である環境基本計画について内容の整合性を図ることから北杜市第二次環境基本計画について作成しました。パブリックコメントを実施して広く意見を募り、市民・事業者の今後の指針を示したものであります。パブリックコメントについてはこちらの資料にありますとおり、太陽光に関するご意見等が多数出されましたが、計画の中に反映可能なものについては文言の修正を行なうよう努めました。先ほども申し上げましたとおり、この計画は環境面における総合的な計画であることから太陽光に特化した計画には馴染まないものであります。基本法については、再生可能エネルギー、水力発電等も含めた総合的な見地から、第二次環境基本計画を実施していきたいと思っております。

(農業委員会) 資料の後ろから2枚目をご覧ください。まずそれぞれ農地転用の面積です。4条と5条があって、その説明からします。4条というのは自分の所有地を自らが他の用途へ転用する場合、5条というのが所有者が別の方に貸したり所有権移転をしたりして、別の方が農地以外にする場合のことです。平成24年から29年度までの太陽光絡みの転用面積の件数と合計について記載してあります。説明は以上です。

(林政課) 一番最後のページをお願いいたします。前回提出を求められたこちらについては

林政課、森林の伐採に関する太陽光関連の面積の表示をしたものでございます。「①伐採届」ということで、それぞれの年度ごとに全提出の筆数、伐採面積、それと太陽光になった筆数、面積ということで記載しております。それぞれの年度ごとの面積については記載されたとおりでございます。いずれにしましても、平成22年から29年までの間で、伐採面積については1,002.58ha、このうち太陽光として伐採された分については62.69ha。率については9%となっております。林地開発ということで、こちらは1万㎡以上の開発にあたる場合ですが、こちらを含めた伐採面積については、一番右の合計のところを見ていただきますとおり、筆数については4,596筆、面積については1,091.45ha、このうち太陽光となったものは546。太陽光関連の伐採については120.11ha、全体の14%が太陽光として伐採されたものとなっております。以上でございます。

(議長) それではこの件に関しまして、(委員E)どうぞ。

(委員E) 林政課の方にお伺いします。細かく出していただいてありがとうございます。これですと、ちょうど今まで導入されたのが屋根を除いて約11万kwですから、そうするとトータルで推定165haなんですね。今回農地転用が41haと林地開発が120haということで、ほとんど農地転用と伐採で、約4haくらいが他のということですから、やはり非常に伐採が大きいということがよくわかります。少しこれで確認なんですけれども、伐採トータルが1,002haとありますが、これは要するに天然更新であるとか里山再生であるとか、すべての伐採なので太陽光以外については別にこれで森林がなくなったということを表しているわけではないですね。

(林政課) 今のご指摘のとおり、伐採の面積というのは届出が出された総面積となっておりますので、これについては天然更新、いわゆる森づくりで行なったものをすべて含まれております。ですので、事実上はお示しをしたとおり太陽光についてはそのうちの14%だけというふうになります。

(議長) 他はございませんか。よろしいですか。それではただいまパブリックコメントに関する質問は終わりにさせていただきます。

次に「(2) 課題に対する検討について」ということで示してございますが、ここで一つ確認をさせていただきます。前回市民委員の皆さまから叩き台を作成し、それを元に検討したほうが検討しやすいということで、市民委員の皆さまから資料の提出がございました。見た感じ、叩き台といいますか前文のほうにあるそれに続きまして、条例の骨子案となっております。既に条例化に向けた提言案をまとめに入っているようですが、今まで議論の中では条例化が必要だという意見が多かったと思います。ですがここで今一度委員の皆さまにお考えをお伺いいたします。第1回目の市長のご挨拶にもございました、条例化の可能性、つまり条例化はあるのかどうかということについて議論をせずとも、条例化の骨子案について検討していくということになりますが、そういうことで委員の皆さまよろしいでしょうか。(委員I)どうぞ。

(委員 I) 委員長が仰ったのは、条例化を前提にこの説明を受けると。こういう意味ですか。

(議長) 提出されている資料を見る限りはそういうふうにされていると思いますが。

(委員 I) これは確かに条例の中にこういうことを組み込んだらどうかというご提案だと思いますけど、これらを聞いた中で結果として条例化という形のほうが、私はよろしいのではないかと。前提ではなくて、そういう格好でやっていただければと思います。

(議長) それでは、市民委員の皆さまから提出された資料の中に、条例化についてという骨子案がございますがこの資料を一度説明を受けて、そのあと質疑応答していく形の中で条例化についてどうするかということで話を進めていくような方向でいきたいと思います。それではどなたか代表でこの資料についての説明をお願いします。

(委員 I) やはり議事進行上時間の問題がありますので、これは前もっていただいていますので基本的には皆さん目を通していているのは前提ですから、あまり細かくなって要点の説明で十分なのかなと。

(議長) 割愛しながら要点の説明をお願いします。

(委員 E) ありがとうございます。皆さん熟読されているということですのでそれを前提に。地元(委員)は昨日到着したんですが、皆さんもお読みになっていらっしゃるのでしょうか。遠くから来られているお二人、(委員 J)と(委員 K)。

(委員 J) メールで送っていただきました。

(委員 E) わかりました、ありがとうございます。それでは説明させていただきます。基本的にまずこの提言案の前提として、私たちの住む北杜市が将来どういう姿にするのが一番いいのか。先ほどの県に対するご質問等で、条例ができるかできないかというお話も色々ありましたけれども、もちろん太陽光の乱立に対してどういう規制をしたいかということは住民の希望ではあります。やはりそこには、市議員の皆さん、事務局の方も皆さん北杜市の市民です。事業者の方もここで事業をされているわけですから一緒ですけれども、特に住民の方たち皆さんが本当にこの市をどうしたいか、前回も同じことを言いましたけれども、いくら形だけ条例を作ってもそれが正しく運用されるかどうかわかりませんし、本当に皆さんがこの市を大事に思って、この市の景観・自然環境を守っていききたいということを、もし守っていきたくないという人がいればまた別ですけども、そういったことをまず話していただきたいということが一つあります。

ここに書いたのは、私たち市民委員が北杜市にこういった価値があると。特に北杜市は工業地域でもないですし、海のそばでもありませんし、とにかく山に囲まれて国立公園と国定公園と3つもあって、豊富な自然環境に恵まれている。特にこの条件は、私自身ここに移住するにあたって、自分であちこち見た中で、こんな条件に当てはまったのはここしかなかったと。特に、軽井沢や箱根、伊豆などありますけれども、みんな火山があってなかなかそういう環境としてよくない。もちろんいい場所ではありますけれども危険とかがある。そういった、自然環境に恵まれて安全で大都市から近いという、この環境を一番大切にするためにどうしたらいいかと。

それを提言の一番に持ってきました。そしてこれが単なる景観景観と地元の方からよく言われますけど、やはりそれがこの市の経済的価値に大きく結びつくということをごひ考えていただきたいです。太陽光発電ができたことによって、その周りの地域が死んでしまうんですね。その周りの家が売れない、不動産価値がほとんど無いといったことがたくさん生じているということをご是非わかっていただきたいと思ひます。そして今までの何回かの委員会の中でもございましたけれども、県のガイドライン、市の指導要綱は内容的には私は良いものだと思ひています。ただ、やはりどうしても法律ではないということで、前回の委員会でもありましたけれども、行政指導の限界、任意の協力を得るといふことの限界といふものを皆が感じているのではないかと思ひます。ですから、ぜひ今度は実効性のある条例といふものが私たちは必要だと思ひました。先ほどもお話ししましたが、特に太陽光発電事業者は業界も特殊でして、とにかく業界団体ができていない。何十万といふ一般の何も知らない人たちがたくさんいるといふところですので、そういった特殊な業界だといふことをぜひ考えて条例制定を考慮していただきたいと思ひます。

次のページに移っていただきまして、条例案の骨子案を私たちは考えました。これがすべてといふわけではありませぬ。既に指導要綱で書かれていて特に問題になっていないものは特に書いてございませぬ。ただ、今市民が直面している問題を解決するにはこれが絶対必要だといふものを書きました。これは叩き台として作っていますので、これがすべてといふわけではもちろんございませぬ。まず、対象となるのは10kw以上、これは今の指導要綱と同じです。ただ、やはり分割案件といふものが色々ございまして、必ずしも49.5kwとか、50kw未満の分割案件ではありませぬ。40kwといふものもありますし、9.9kwをたくさん並べている事業者もあります。ですから、あくまでも太陽電池の出力が10kw以上。そして分割案件の場合は一団として考えるといふことを前提としております。

そして、条例施行時に既に設置済みのものに関してはあとでご説明させていただきます。基本的な条例の仕組みとしては、許可制、規制条例といふことを考えています。それはなぜかといふと、今までの実効性が全くなかったといふ前提に基づいています。先ほどから国や県にも言いましたが、社会的責任であるとか、事業者の道義的なものに訴えても、もう無理であるといふふうには私たちは考えました。それで、あくまでも規制条例といふ厳しいものをやるべきであるといふふうには考えています。それに関しては、他の自治体等では審議会で審議をしてといふやり方をしていふところもございませぬ。ただ実際あと1,200以上あるといふことで、一回一回審議会で審議するといふのは法的には正しい姿かもしれませんが、現実的ではないと思ひます。それに関しては、今の指導要綱のチェックシートをさらに進化させたような形で、設置から廃棄に至るまでのすべての項目でチェック項目を作って、いわゆる審査基準を決めて、それに基づいて北杜市が許可を与えるといふことを考えています。

まずこの3の周辺住民への周知義務は、今まで何度もお話ししているように、周知

をされずに突然重機が入る、突然パネルが並べられるといったことが未だに起こっている。それを回避するためには、やはり計画段階できちんと周知することを義務とすることをやっていただきたい。そして、それがどこまでの範囲を周知するべきかというのは、確かに一件一件の事業によって多く異なります。隣接でいい場合もありますし、例えば今大泉で問題になっている砂防指定地の横に大量に何h aもの太陽光の設置の話がある。この周りには隣接住民はありません。ただ、過去の事例から言えば白井沢まで土砂や鉄砲水が溢れたといった話もありますので、場合によっては、例えば500m、1kmという範囲も必要かと思います。ですからそれに関しては、最低限度敷地境界から100m以内、これは事業者が説明を絶対しなければいけない範囲。それ以外については、その計画地に計画を示す標識を設置していただく。これによって、周辺を歩いている人とか周辺住民がそこに計画があるということがわかるわけですね。そしてその方たちが自分はこのことによって影響を受けるからぜひ聞きたいという場合には、基本的にはその説明を受けることができるというふうにしたらどうかと思っています。よくマンションの計画地とか大規模なスーパーの計画地とかそういう所に計画地の看板があると思います。こういった形をお知らせ看板と言っている自治体もあります。そういった事例もあるので、ぜひそういったことをしたいと思っています。そして太陽光の場合、既に認定を取ってしまっている案件が1,200以上あるわけです。それに関しては、もう計画段階も何も既に認定を取っているわけですから、この条例がもし施行された場合に、施行から60日以内かつ説明会開催の30日以内までの間にその看板を速やかに付けていただくということを考えています。

そして、今は事業者による説明会というのは皆さん指導していただいていると思いますが、実際には行われていなかったり、立ち話程度の簡単な説明で終わらせてたり、個別で説明をしたり、説明そのものがなかったりというものがたくさんございます。ですから、それをはっきりさせるために説明会というのは原則義務としていただきたいと思っています。そして、設置届出台帳を今まで見てもそうなんですけど、説明会をしたというのはたくさんあります。だけれど実際にその場に行って聞いてみると説明会がされていないというのがたくさんありますので、その乖離を排除するために説明会の結果報告書というものを許可申請するときに出していただくということを考えています。そして、ここに出席者の合意不合意を示す署名とありますが、同意条件というのは当然付けられないので考えていません。民間の一人の人が反対して事業を止めるということはできませんのでそれは考えていませんが、やはり市として、この事業に全員が反対してやるのか、それとも皆が納得してやるのかということは知るべきではないかと思っていますので、内容を知ることと本当に説明会が行なわれたかということ担保する意味で署名ということを考えました。そして事業者が説明したものに対して、市民から「高さが高すぎる」とか「もっと後退してくれ」とか「ここは土砂災害が起きるのではないか」といった意見が出た場合、その意見の内容、そしてそれに対してどんな対応をしたかといった対応の結

果を記載して提出するということを考えています。

そして、最低限度の説明する範囲100mについては、前の特別委員会でも根拠は何かという話は随分ありました。なぜ100mと考えたかといいますと、北杜市全体ではないんですけれども、私の住む大泉を見ていると、昔の田んぼの跡だと思うんですけど、家の方はずっと55mの幅で大泉の駅から土地が区画されてるんですね。55mが2つで110mになっている所が多いので、50m以下だと隣接1軒だけになってしまうんです。ですから太陽光を設置する場合に、空き地などの広い所に設置するので、隣接住民が別荘であって滅多に来ないとか、ほとんど何年も来ていない人がいる場合は、その隣の人は説明を聞けないというのが過去にいっぱいあったんです。ですから、そういったものを避けるために隣接だけではなくてもう一列隣の人もちゃんと聞けるようにということで、100mということを考えてました。あとこれは主観ですけども、敷地境界から自分たちが見たときに、やはりここに太陽光がバツと並んだら嫌だな、目に付くなど。例え植栽があったにしても、間から反射光が気になるということを考えてときに、やはり100m以内というのは気になると思うので、そこに関しては説明はするべきであろうというふうに考えたところです。そして、その影響を受ける住民、土地所有者、地域住民団体（行政区および自治会等）の代表者などの人たちにも出席してもらおう。それと、一番最初に事業者が市に対して事前に協議というものをやってもらいたいと思ってまして、そのときに市から「ここは土砂災害で下1km先まで危ない」ということであれば、その範囲の人たちに説明するといったことの助言をしていただくことを考えています。また逆のことで考えれば、真っ平らな土地で周囲1km範囲に誰もいないと。ここには絶対に何の影響もないということであれば、それはまた別の方策を考えるというのも一つであるかなと思いますけれども、今はそういったことを考えています。

そして次のページの4番目、これは防災上特に危険な地域、そして貴重な自然環境・景観として守るべき地域については禁止区域とする。これは国立公園・国定公園、保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、その他市の今後指定する区域ということで考えています。これについては自然公園法、森林法、砂防法等あるということが今後の話に出てくるとは思うんですが、国立公園・国定公園以外については、太陽光が当初の法律に想定されていません。今特に大泉で問題になっている砂防指定地内の太陽光については、砂防法自体が明治の法律です。そして、山梨県の砂防指定地管理条例施行規則は平成15年に作られた法律であって、太陽光を砂防指定地内に設置するということが全く想定されていないんですね。ですからこのFITの問題というのは、FITだけが先にどんどん認定を出してしまっていて関係法令が追いついていないということで。これはあとで将来的に法律の専門家の方からどのようなご意見が出るかですけども。ただ、やはり市としてここは危険だと、市民の生命・財産に大きな危険がある部分については禁止区域とする。地方自治の本旨として、北杜市が地域住民の生命・財産をどこまで保障するか、守

るかという視点に立って考えていただきたいというふうに思いました。

そして5番目は、特に森林の問題であるとか環境の問題が大きいですが、今景観条例において、高さ・後退距離についてはできる限りということで明確な数値基準がありません。その結果、できる限りというのははっきりしないので、実際に敷地境界から約10cmくらいのもありますし、何mも離れたものもある。それを考えれば、やはり職員の方がその人によって恣意的に運用が変わるようなことがない明確な基準が必要ではないかということで、数値基準を定めたいと思っています。そして、山岳高原景観形成区域と田園集落景観形成区域の二つに景観条例で分かれているのでそれを前提にやっています。ただ、過去の景観条例のときのパブリックコメントを見てわかるように、本当は多くの住民はきちんとしたゾーン化が欲しいと。要するに用途地域ですね。ですから、住宅地、保養地、観光地、それと太陽光のような準工業地域といったものを分けてほしいという強い要望は今までたくさんあったと思います。しかし、今回の太陽光の問題というのは本当に時間がない。これをやり直すのに多分何年もかかると思うので、苦渋の選択として私たちは山岳高原景観形成区域と田園集落景観形成区域を利用して、この二つで明確な数値基準を定めたいと思いました。

そして、基本的には似ているんですが、山岳高原景観形成区域については、5mの離隔距離。これは一つは経済産業省のガイドラインに、「消防に関するスペースを空けること」ということがございます。これは推奨事項ではございますが、実際私も屋根の太陽光ですけれども100mのところまで昨年火災がありました。それに関しては、太陽光パネルに直接放水できないので1時間半かかって全焼しました。そういったことも経験した中で、無人の施設である、そして山である、誰もいないときに山火事になったらどうするんだという問題もあるので、やはりそういった離隔距離というのは一つ必要であろうというところで、5mというのはある程度妥当な線ではないかと考えました。

そして、あとは山岳高原景観形成区域、やはり森林地帯であって、ほぼ標高1000m以上くらいだと思いますので、そういった所にこれだけ森林を伐採して太陽光で埋めるというのは、本来問題があるのではないかと。景観上も防災上もあるということを考えて、例えば1ha以下であっても残地森林・造成森林を設けていただきたいということがあります。それで、「5m幅の面積または25%以上の残地森林もしくは造成森林を設けること」と。何故こうしたかといいますと、当然5mというのは小さいものにとって非常に大きな幅であります。例えば、何haもあれば5mというのは非常に小さい。そこで、だいたい一番多い50kwについて、建ぺい率が54%くらいになるように計算しています。そうすると建物とほぼ同じ建ぺい率になります。だいたい以前の委員会で(委員H)から「自分は40%の建ぺい率でやっています、やはりそういうことにすべきじゃないか」という事業者の方からも非常にいいご意見をいただきましたので、建築物と同じような建ぺい率ができたらいいのではないかと。特に森の中に住みたい、別荘地・保養地がほとんどですから、

そういった場所は森林を残すべきではないかと思います。特に隣に住宅がある場合については、周りの地域の環境だけではなくて、音であるとか前回のお話でもありましたけれども低周波音、実際に耳に聞こえない体にだけに影響があるようなパワコンの音であるとか。そして熱の問題を考え、また環境的なものも考えて10m以上の残地森林もしくは造成森林を設けることとしました。

そして柵の周りの常緑樹での植栽というのは、現在の景観条例と変わらないとは思いますが、一つ問題は、だいぶ今は植栽をされています。ただ、植栽をした時点で10cmくらいの本当に小さく、傍に行ってもよく見ないとわからないというものがたくさんあります。景観条例上は遮蔽することとなっていますが、遮蔽などはとんでもない状態です。植栽ですから完全な遮蔽はできないんですが、せめてそのフェンスや設備と同じ高さくらいのを最初から植えていただかないと何年経っても遮蔽ができなくて、前回私が見に行ったところでは、最初は植えてくれたけど全部雑草に負けてなくなったという所がございました。ですから、そういったところで最初から二年生、三年生くらいの植物を植えていただきたいというふうに思っています。

そして太陽光モジュールの高さに関しては、周囲の景観への影響、隣接住民の生活面での問題等考えますと、やはり高さというのは非常に大きいです。みなさんよく見ていただいている五町田のところから両側にあった当初は45度の3mから4mくらいのがありました。それが事業者の事情によって発電効率を良くするという事で別の業者に売られて45度が20度になりました。だいぶ違うと思うんですね。高さというのが本当に圧迫感がありますし、景観を変えてしまうということで私たちはこれに関しては1.5mを超えてはならないということにしました。これはできないことを言ってもしょうがないので、実際に景観条例上の届出を見ました。今まで3月までで135件の景観条例上の届出のうち、24件が1.5m以下でした。実際10度くらいの角度であれば、1.5m以下は全くできます。それが事業者にとって得かどうかは別としてできますし、逆に、強風には耐えられる、パネル飛散を防止するためにはJIS規格では10度にしなさいという標準仕様も定められています。ですから、できないことではないのでぜひこれにしていきたい。田園集落景観形成区域については、基本的には同じですが残地森林・造成森林という考え方ではなくて緑化ということになっています。そしてその25%以上ということだけは入っていません。

そして6番目、今まで特に50kw未満については、国への届出が事前がないので非常に杜撰な工事が多く、危険があります。実際3月に道路側にフェンスが倒れてきたりとか、先ほどお話したように架台から潰れたということもあります。ですからこれに関しては、これは電気設備に関する技術基準を定める省令ということで、これは実は既に法律です。ですからJIS規格のC8955というのは守らなければならないんです。ただ、守るかどうかは事業者が自らやるということで、それを国がチェックして認定を与えていないんです。ですから何か事故があったときには

責任問題にもなると思うんですが、担保するシステムがないんですね。実際、一般の方が皆さん事業者になっているので、JIS規格を守らなければいけないということさえ知らない事業者がたくさんいます。それを国の電力安全課も非常に問題として昨年の8月に強度計算等をできない事業者については、標準仕様にしなさいということも法律で定められました。ただ昨年の8月以降、法律が定められてもまだ全く関係ない形で実際設置されています。要するに強度計算をしなければ、単管パイプをただ突き刺しただけでは現在認められていないんです。コンクリートの架台にして実際どういう形にしなさいというのは全部法律で決められています。そうでない限りは強度計算をしなければならない、引き抜き検査もしなければならないということがあります。ですから、それは残念ながら国が担保しない以上は許可申請の際にそういった書類の提出を求めましょうということがこれです。

そして、次の②の分割案件によって林地開発逃れというのがかなりあると私は思っています。実際、一番よくテレビに出ている一つの案件がありまして、1.8haに何社もの複数の事業者が入っています。多分時期をずらして設置されたということで気がついたらトータルしたら1.8haになっちゃいましたということだと思うんですけども、それで毎年台風や雪があると水が溢れて浄化槽がいっぱいになって使えないということが何回も起こります。今年も3回くらいそういったことが起こりました。ですからそういったことが起こらないようにするためには、許可申請をもらったときに、特に林政課の方とまちづくり推進課の方が連携していただいて、これから認定情報が公開されるわけですから、一つの事業者が許可申請が来たらその周辺に他の認定があるかどうかを確認して、トータルで1haを超えるかどうかというのを確認してから行うということ、許可審査基準の中に入れていただきたいと思います。これは市の方の責任になるんですが、これを確認することを必ずやっていただきたいと思います。

そして、パワーコンディショナーについては音の問題があります。電磁波については色々議論があるところですが、国のガイドラインにおいてもこれは「できる限り遠い所に設置すること」となっていますので、これは周辺住宅から最も遠い所に設置するようにということをお願いしたいと思います。

そして一番の問題は、8番目ですが、今までは行政指導なので届出を一方的にいただいて終わりということですが、そうではなくて許可ですから、届出をもらってそれに対して許可を出す。そして施工が始まる。施工が終わった段階で、実際そのとおりだったか必ず確認をしていただきたい。これは非常に私は大事なところだと思います。何度も言いますが設置届を見て、やったというのはたくさんあります。前回の視察で見ていただいた、工事用のフェンスを恒久フェンスとして使っている物件がありました。その設置届出台帳には、景観条例どおり低明度・低彩度のフェンスを設置すると書いてあります。あれは景観条例どおりではないと思います。ですから、そういった事後確認が残念ながら今までは行政指導だからできなかったと思うので、そこを確認して初めて運転開始ができるというふうにしたらどう

かなと思っています。

あとは事業継承について、今これまでも何度もお話しているように、設置前設置後問わず、どんどん転売されています。ですから、誰がやっているのか全くわからない。そういったことが起こっています。そして私が掴んだものに関しては、結構市のほうにもお話して「違っていますよ、こういう人になっていますよ」ということをお知らせしていました。ただそのときに伺ったら、市には何の届出もありませんでしたという話があります。ですから、これは必ず義務として経済産業省で定められている標識をまず取り替えること。そこで事業者名を当然変えなければいけないわけで、これはもう経済産業省で決まっていることですが、それと市に対する届出を必ず行なうことをしていただきたいと思います。

そして既設のものに関して、これは非常に難しいものではありますが、既設のものをこの条例どおりに全部やり直しなさいと。例えば10m後退しなさいと。これは現実的ではないかなと思いました。なので、本当に危険なこと、例えば今既に土砂災害や水害の危険があって、災害がいつ起こってもおかしくないことであるとか、既に違法である、電気技術基準に適合していないものに関しては、ある一定の猶予期間をもって、例えば3年以内に適合するようにするであるとか、そういったことをきちんと事業者と話し合っ改善するようにしてもらおうということをやっていたきたいと思います。これは大きな費用がかかるものでも不可能なものでもないの、周辺環境への配慮として植栽の設置、高さ制限に合致するように角度を変えるといったことをやっていただきたい。これは既存施設に関して相当の猶予期間をもって適正にやっていただければと思います。

そして、あくまで規制条例ですから条例に違反した場合には、氏名の公表と罰則という方法を考えています。過去に皆さん前任の部長さんたちとか色々聞いたと思いますが、『氏名の公表なんて誰も怖くはない、どうぞ公表してください』と皆さん言うと言われた方も何人もいらっしゃいました。ですから、特に太陽光設置事業者が今私が見た中で北海道から九州までいます。設置後一度も来ない事業者がたくさんいます。その人たちが氏名の公表を恐れるのかと思えば非常に難しいところもありますので、氏名公表と罰則というのは二つ必要ではないかと思えます。そして、最終的にこの条例案を皆さんが何らかの形で策定していただくということになった場合、一つお願いしたいのは、市民との共同参画という部分で通常はすべて市のほうでできあがった段階で直前に議会にかける前にパブリックコメントということだと思っんですけれども、そうではなくて、できる中間の段階で何らかの話し合いを、市民が意見を表明できる場を作っていたらありがたいなと思っております。

そして、今後の検討課題というのはその下に3つあるんですけれども、これは条例に入れるのは非常に難しいし時間もかかるだろうと。ただ、せっかくまちづくり推進課のみならず色々な方たちが来ているので、今後の検討課題として考えていただきたいと思っております。一つは北杜市に関しては、固定資産税評価額を最初に

70%の減額をして30%で評価をしている。これが北杜市に太陽光を引き寄せてしまう一つの原因ではないかと、私は韮崎市の人に言われました。その時点で山梨県の全部の市を調べました。そしてこの70%の減額というのは北杜市が突出しています。20%、30%、50%の減額はありました。ただ70%は特に高いところがありますので、ここは確か一回、議会でのご質問が出たと思いますが、もう一度ここを考え直していただきたいと思います。これに関しては別に地権者が損をするわけではなくて、地権者の方はその分事業者からもらうだけです。そこは地元の方の方がこれによって大きな損害を受けるとかそういうことではないと思います。

そして2番目ですね、これは先ほど言ったとおり、用途に応じたゾーン化というのは将来的にはぜひ考えていただきたい。まちづくり条例、景観条例等でありませけれども、もう一度用途を考えたゾーン化というのをお願いしたい。

そして3番目は農地転用ですね。これに関しては農地法があるので非常に難しいと思うんですけども、特に八ヶ岳南麓のレインボーラインの上、山岳景観形成区域で多く起こっている問題ですけれども、既に住宅や別荘が建った合間に農地が残ってしまっている。農地としては狭いんですが、1haあたりします。その場合に、150坪以内でないと宅地として開発できない、農地転用できない。そうすると、北杜市に別荘で住みたい人はやはり木に囲まれて相当のスペースを持って暮らしたいと思うわけです。そこに150坪のが10軒建ち並びますと、売れないんですよね。実際、大泉の駅の近くであったんですが、何年も売れないからどうしようもないということで太陽光になりました。ですから、農地転用ができる2種農地、3種農地で、ここは転用はできるけれどもやはり150坪ということが壁になって売りにくい、大泉の駅のそばも本当にいい場所です。八ヶ岳が見えて素晴らしい場所なんですけれども、その150坪で少し広めの建売り住宅みたいに郊外の住宅地になるようだったらやだなということで売れないんです。ですから、そういったことを今農業委員会でも確か色々農地を集約して大規模農地にしていくとかそういったことをされていると思うので、その辺をどういった施策ができるのかわかりませんが、ぜひ考えていただきたいというのが今後の課題ということで出させていただきました。以上です。

(議長) ただいま市民委員からの資料説明が終わりました。これから検討するわけですが、1から11まで項目がございましたが、1項目ずつ検討していきますでしょうか。それとも項目に関係なく検討をしていきますか。

(委員 I) まず一つだけ認識の違いかなと思ってご質問という形で意見を言わせてもらいたいんですが、冒頭に(委員 E)は「市を大事にしていますか」という質問を出されました。ということは、北杜市をどうしたいか、市を大事にしていますか、議員という言葉もありながらそういうご質問がありました。私も長年小淵沢に住んで今北杜市に住んでいます。その中で多くの人と接しております。長年この地域に住んでいる人、子供やお孫さんがいる方、そして新しく住民として北杜市に来た方など色々

な人に接しております。その方と話をして、「北杜市はどうなってもいいよ、大事じゃないよ」という方は一人もいません。考え方は多少違うかもしれませんが、みんなが「北杜市を良くしたい」「良いから北杜市に来た」と言っているわけですね。ですから私はそここのところの認識、特に何代も前からこの地域に住んでいて今も住み、そしてまた子供や孫たちもこの地域に住んでいく人たちはその思いがもっと強いと思います。今ある森林についても、その人たちが苦勞して守ってきて現在があるんですね。ですから、少しそここのところが市会議員の一部が北杜市を大事にしていなみたいに聞こえたんで、もしそういう発言がなかったら失礼ですけど私はそう取れましたんで、それは私としてはそういう認識ですということを一言言わせていただきます。

そこで、今一件一件やっていくという話がありましたけれども、その前に基本的なことについて質問させていただいてよろしいでしょうか。

(議長) 進行上1から11まであるんですけど、それに1項目ずつやっていくか、それともランダムといたしますか総体的な質疑とか意見説明とかというふうにしていったほうがよろしいかと。それを先に決めていただきたい。よろしいでしょうか。

(委員 I) わかりました。まず(委員 F)が先ほど国の人に対して、条例はできるんですかという質問があったわけですね。これは皆さんご存知のとおり、憲法や地方自治法でも決まっているから条例ができるわけですね。しかしながら、その条例の中身については「法令の範囲内」「法律に違反しない限り」とかありますんで、そういうことが非常に重要なことなんですね。そこで、今まで以前にも質問したかったんですが、弁護士の先生がいらっしやらなかったと。今日初めてお見えになりましたので、その辺の各論に入る前に基本的なことについて私は質問したいと思っているんですがいかがでしょうか。

(議長) ただいま(委員 I)から条例と上位法について、先ほどかなり前半で出ていましたが、その辺の総括的なお話をさせていただいたあと、説明に対する質疑にいったほうがいいんじゃないかということがございましたがよろしいですか。

(委員 E) すみません。先ほど(委員 I)から私が北杜市を大事にしていますかというお話があって、そのままいっちゃうのでその部分に関してこちらからお話させていただきたいです。

(議長) 早くお願いします。

(委員 E) 自分の言ったことは一言一言全部覚えているわけではないんですけども、大事にしていますかと言ったつもりはない気がするんですね。ただ一つは、要するにそういう議論が今まで残念ながら私は聞けていないんです。例えば前回の特別委員会議員発令の条例があって、それをしたときに私たちはこういった太陽光の規制条例を作るか作らないか、その前に北杜市をどうしたいか、そのビジョンというものを皆で共有することが大事だと思っているんです。ちょっと皆さんと考え方が違うかもしれませんが、それは(委員 I)の仰るように皆当たり前前に思っているんだというのであればいいんですけども、当たり前前に思っていることを本当に

皆当たり前に思っているんだよねと。だから、皆でこの北杜市を大事にするためには条例が必要だとか、そういったことを共有して話を進めることが必要なんじゃないかという意味で、別に今の市議員の方が大事に思っていないとかそうではなくて、「同じ市民なんだからまずその考えを確認しましょうね。」ということをお話したつもりです。

(議長) いいですね。それでは(委員K) すみませんでした。先ほどの条例と…

(委員I) それでいいならもう少し(委員K) に細かい内容で質問したいんですけども。全体の話をするか個々の話をするかとありましたんで、私としては基本的な部分を質問したいんでそれを先にさせていただいて、個々に入っていきたいと思っております。それでよければ私の質問はもう少し内容を細かくするのですが。

(議長) 今まで上位法と条例化について…

(委員I) それはもう少し内容を説明させていただいて、それらをまとめて(委員K) にお伺いしたいと思っています。そこに移る前に

(議長) そうですか、質問についてですね。じゃあ質疑に移る前に先ほどの説明に対する質疑がありますよね、1から11までそこに移る前に、まず(委員K) のほうに何項目か上位法と条例について質問があるということによろしいですか。じゃあどうぞ。

(委員I) すみません、時間をかけてしまいまして。まず条例ということは前提ではないにしても、条例ということで提案されていますんで基本的なことについて、初めて弁護士の方がお見えになりましたので、先生の意見をお聞かせいただきたいと思っております。

まず当然、憲法によっても地方自治法によっても「法律の範囲または法律に違反しない限りにおいては条例を制定できる」、これは当たり前のことであると言っております。しかしながら一方で、今回のこの問題は財産権の制限に食い込む内容になっていますので、憲法29条では財産権の制限についてもこれは犯してはいけないというのが大原則になっています。その中で、今相当多くの項目が提案されているわけではありますが、細かい点はともかくとして、総体的に果たしてこれだけの内容を含んで条例を制定した場合、何か問題点はないのか。法令的な問題、実証の問題、手続き的な問題点はないのか。それについてご意見をお伺いしたいと思います。

(議長) (委員K) お願いします。

(委員K) ありがとうございます。今皆さんのお話の前提になっているとおり、憲法の94条というところで条例は法律の範囲内で制定するということになっています。法律の範囲内というときによく問題になるのは、既に国が規制していてそれより厳しい規制を課す上乗せ条例の問題と、国の法律が全く規制していない分野について規制をする横出し条例です。どちらもそれぞれ問題点があるのですが、特に上乗せ条例のほうがどちらかというと厳しく審査する、つまり国が一回、人権の、今回で言えば財産権ですが、財産権と公共の福祉との調整を図った後に、それよりも厳しい規制を課すということですから、果たしてそれが法律の範囲内といえるのかという

ことが問題になるということです。ただ、上乘せ条例ができないのかということについて言うと、できないと断定することではない。つまり、それは個別具体的にそれぞれの法律及び条例の目的・趣旨を鑑みて、相互に矛盾・抵触があるかと、法律の立法目的を阻害しているかということを見えていくというところでありませう。こういうふうには基準がかなりグレーでありまして、過去にいくつか裁判例があるんですが、同じ事案で一審と二審の判断が分かれるというのが複数ありまして、つまり非常にグレーだということがあります。ですので私も弁護士も含めて、おそらく裁判官もそうだと思うんですが、非常にこれは駄目、これは大丈夫とクリアな事案はあるにしても、今議論されているような事案というのはかなりグレーなところでありまして、判断が難しいということがまず一つあります。

ただ、この問題点についてもう一つ念頭に置いておく必要があると思われるのは、もし無効になった場合にどうなるのかと。つまり法律の範囲内でないと、従ってこの条例は法律違反なので憲法94条に照らして無効であるということが判断された場合には、それによってつまり今の素案では許可制ということになりますから、許可を受けられなくて事業を進められなかった事業者が、それは違法ではないかということで、市に対して損害賠償請求をするということが十分考えられると。その時に、この条例が無効であるという判断になると、無効な条例に基づいてこれを許可を出さずに事業を止めていた期間があると、その営業損失について市が賠償責任を負う可能性がある。そういうリスクがあるということは念頭に置きながら今回の案を検討する必要があるというふうに思います。

一方で、今日経産省の方も仰られたとおり、地方自治体がそれぞれの固有の事情に応じて、こういう遵守事項を現状に鑑みて守って欲しいとお願い、それをルール化すること自体は決して禁止していないというふうに仰っていますから、そうすると、そういうルールを設定すること自体が国の法律と直ちに矛盾することではないと思います。ただ、問題点ということをお知らせすると、市民委員の皆さんから出てきた資料を事前に拝見しましたが、第一印象としては非常によくご検討された成果だなというふうに印象を持ちました。おそらく自治体の例なども検討しながらよく緻密に検討されていて、かつこれだけの緻密な検討を前提としてはこれまで2012年のFIT導入以降、かなりご苦労があったということも伺われるものだなというふうに思いました。他方、法律上の問題点ということで申し上げますと、一つは許可制というところですね。許可制でかつ罰則が付いているという問題点をどう考えるかということになります。結局、上乘せが許されるかというときに、国の法律よりどれくらい厳しくなっているのかということ。特に国があくまで届出制だということで、届出を踏まえて、例えば是正勧告くらいしか法律で書いてないときにそれを許可制にしてしかも罰則を付けているという、法的に言うとかかなり重くしているということはどう評価されるかということが、慎重な議論が必要なポイントだと一つ思いました。

それからもう一つポイントとしては、禁止区域という概念を取り入れていること

です。自然公園法とか砂防法などの法律に基づいて規制区域はありますが、全面禁止となっている所は、国立公園の特別地域は全面禁止に近い運用だということを理解しておりますが、しかしそれ以外の地域において、全面禁止としている所はあまりないのではないかと。つまり、許可制にはなっているとは思いますが、個別に安全性などを見ながら許可をかけているというのが国の判断だということですね。あと、国の法律に基づいて自然公園法の特例地域1種、2種という地域を分けて、それぞれに応じた保全のあり方というのを国が一回、財産権との関係で調整を図っているときに、それに加えて市がこの地域はそもそも禁止区域だと定めることについては、先ほどの財産権の制約という意味においては規制の度合いが強いので、したがってこれも許容される上乘せの範囲なのかということについて、かなり慎重な議論が必要ではないかというふうに思いました。私のほうで見させていただいたところでの大きなコメントとしては以上でございます。

(議長) (委員I)の質問はよろしいですか。それでは元に戻りますが、市民委員からの資料説明についての項目に対する質疑を始めますが、もう一度復唱しますが1から11項目でございます。一項目ずつ行ないますか、それとも総体的なところで行ないますか。(委員G)。

(委員G) 一項目ごとと見ていく必要があると思いますが、今弁護士の先生が言われたように、それぞれの委員がこれを昨日いただいたあとそれぞれ読んでみた感想も含めて質問を。行ったり来たりする項目があると思うんですよ。一からやるというよりも、それぞれが気がついた点を質問させていただくということのほうが私はいいと思うんですが。私は3件ほどあるんですがよろしいですか。今(委員I)の言ったように質問して。

(議長) その前にとということですか。

(委員G) 前にというよりも全体の感想も含めて。

(議長) そうですね、今日行ったり来たりしてますので。ここで時間的にもうないので手短かにお願いします。

(委員G) 実は昨日のことなんですが、高根町のパネルのあるところに車を止めたならその奥さんが出てきて、250kwとその向こうに750kwというのがあって、市内の業者で看板もちゃんと付いていましたが、その奥さんが言うには1年前にできたんだけど近所の7件に相談があったのは地主が売った後だと。渋々認めて、しかもその時に植林をするという約束を業者がしたけど、丸一年経っても植林部分が何も来ないというようなことを言っていて、私たちは議員提案で条例をやったのは去年の6月議会。早くももう1年経っちゃっているんですよ。そういう意味で、今日提案というか叩き台が示された様々な疑問をよく準備されているという弁護士の委員の方からお話があったけれども、私はこういくつか見ていく中では、やはり「これとこれは必要」というふうによく思いました。

ちょっと質問ですが、1年前の議員提案の中には市のやるべきこと、「市長は」とか「市は」とかいくつか提案されて、さっき(委員E)が提案されていましたけれ

ども、運転後の監視とか指導ということについて運転後のことについて書いていないんですが、その辺をどんなふうに考えていらっしゃるのかということと、そういうことと市の責務を条例の中に盛り込む必要がないのかどうかということが一点質問です。

それから2つ目、今指摘があった市の条例に許可をしたわけだから、許可取消しということを書くことは可能だと思うんだけど、その点で罰則ということについては専門家の意見も聞きながらと思うんですが、書くことが相応しいのかどうかということ。

それから何個かあるんですが、もう一つは…

(議長) (委員G) ちょっとよろしいですか。そういうことになりますと、今後どうなっていくかということになってきますので…

(委員G) じゃあその項目がきたところでもいいです。

(議長) 順を追ってということによろしいですか。

(委員G) はい。そのときにまたお願いします。

(議長) それでは市民委員の出していただいた骨子案の1番、これについて意見・質問等これから質疑をしていきたいと思えます。今日この時間で誰が見てもできるとは思わないんですが、一つ一つできる限り片付けいくほうがよろしいんじゃないですか。できれば提案された市民側でなく、先ほど(委員G)が仰ったように質問があるならばなるべくならお願いして、その後また補足する答えがあったほうがいいかなと思うんですが。質問はないですか。

(委員E) 本当に時間がないので私はこの一つ一つについて、次回きちっと。これはあくまでも叩き台です。先ほどの(委員G)の質問にもありましたけども、当然ここに入っていない市の責務とかそういったものも先ほど言ったように、それは別に問題になっていないと思うので入れていません。ですからこれは条文ではないので、これはあくまで今問題になっていることを解決するためにこれを加えなきゃいけないという感覚でやっております。ですから次回から一つ一つに関してそれのお答えをさせていただきます。実際被害が起きているからこういったことを言っているんです。ただ条例を作りたいわけじゃない。これをやらなければ今の被害は治まらないということをやっています。ですからそれを、ここはいらぬからとかいるとか、プラスもってこういうことをしたほうがいいんじゃないかということ、別に私たちの案が絶対だと言っているわけでもないの、これを皆さんで知恵を絞りながら作っていきましょう、委員の皆さん事務局の皆さん、有識者の方、色々なご意見を加えて、そして先ほど(委員K)が仰ったようにどうやったら法的にも問題はないのか助言をいただきながら、良いものに作っていただければと思います。

(議長) 先ほども言っているように、ここで次の話に移したいので短めにお願いします。

(委員I) (委員E)の仰るとおり、これはあくまで7人の方の意見がまとまったものだと我々は捉えていますのでこれがすべてではない。よくご苦労いただいてよく出来てますよね。そしてまた説明をいただきまして、また(委員K)のほうで法律論のき

ちっと説明を聞きましたんで、これはやっぱりもう時間がないんだからここで止めていただいて次回に譲っていただいて、その前に我々も一生懸命勉強してくるという格好でスムーズな進行をお願いします。

(委員 B) 私も賛成します。

(議長) 先ほどの記憶に残っていると思いますが、この項目ごとにやるということで次回のほうに。既にここでもって次回の議案の内容もできたようですので、1から11の項目のうちについて議論をしていくというような内容になると思いますのでお願いしたいと思います。議事については終了するわけですが、(委員 C)、先ほどの発言は短いですか。短くお願いします。

(委員 C) 事務局にお願いですが、二人の講演の先生方の資料を催促してください。それに基づいて、我々は一応質問状を出したほうがいいと思います。個別にぎゃーぎゃー言っても相手も大変でしょうからということで国に対してはやって、県に対しては行けばいいわけですから石和温泉行った帰りに寄って聞くということでもいいと思います。もう一つだけ、法律的な問題に条例案という形でなってくところがあるんで、個人じゃなくて市民委員として(委員 K)に質問を出した場合、料金はかかりますか。かかった場合、市は持ちますか。

(議長) それはまた後でお話いただけませんか。委員会の中で話せるものについてはおそらく無料です。それはまた後で質問してください。

それでは、これをもちまして本日の議事は終了しましたが、次回開催の話に移りますが…

(委員 L) 日程も含めて一個質問をしたいんですがいいですか。事務局に質問なんですけども、この提案というのは指導要綱に肉付けをしてという認識ではいるんですけど、テクニク的というかそういったものを加えた条例案を出すというのは一般的にどれくらいの期間がかかるのかというのを聞きたいんですけど。要は、例えばこのものを整えて9月議会に出そうという話に仮になったとしたときに、じゃあ6月の間にもう結論を出しちゃおうということであれば1、2ヶ月でできるのであったらその次の議会の中で提案をできるようになるかとは思うんで、とにかくスピード感を持つという意味で、一般的にもしそういったものがわかるのであれば教えてもらいたいんですけど。

(議長) 条例の制定についてのタイムスケジュールみたいなものですが、それについてはまた後でよろしいですか。ここで論議されることではないと思いますので。

(委員 L) 論議ではなくて、わかればという話で。

(事務局) この委員会で提言をいただいて、当然そのうち市のほうで条例化等検討に入る形になりますので、時間的なものについては何時ということはここで言うのは難しいです。

(議長) また後で話をしてください。次回開催の日程ですが、議会の都合がありまして早速開催できるとすると7月の初旬くらいが考えられますが。どうでしょうか。

(事務局) 会場の都合がありますから、今委員長と日程を調整させていただいてもよろしい

ですか。

(委員 G) 委員長、前にも言ったように議会は毎日やるわけではないので。休会日がある。

(委員 B) 中間でもできると言っていましたもんね。

(議長) すべての委員の皆さんの日程ですね。今調整させていただいたんですが、7月6日の金曜日午後1時30分からという形でどうかと思いますがいかがでしょうか。

(委員 J) 所用のため欠席します。すみません。

(委員 L) さっきの質問の意味合いで言うと、なんとか6月中にやってもらえないかという思いがあるんですけど。今(委員 G)も仰いましたけど、議会の日程も決まっています、もちろん本会議が開催していない日でも色んな調整もあるかと思うんですけど、とにかくスピード感をもってというのは再三私たち言っていることなんで、なんとか6月中の中で1回。まずこの日どうですかと言うことはできると思うんですけど。

(委員 B) 私も賛成します。

(議長) そういう調整が可能かどうかですが、実務的な調整はどうですか事務局。それは皆様のスケジュールに合わせて他の委員の出席の調整をするというようなことになろうかとは思いますが。

(委員 I) 全員は無理ですから、どうしても居てほしい方に、特にこれから法律論になってくるからやはり(委員 K)にはぜひいていただかないと議論が行き詰っちゃいますので。

(議長) 6月を除いてということではよろしいですか。6月の中でお伺いしますか。

(委員 I) 7月でいいんじゃないですか。

(委員 B) やはり6月も入れて含めていただきたいと思います。

(委員 K) 7月6日は大丈夫です。

(議長) (委員 K)が7月6日で出席できるということですがよろしいですか。

(委員 B) 6月はどうなんですか。7月としか言っていないんですけど6月の(委員 K)の予定はどうなんですか。

(委員 I) それは議会とっては申し訳ないんですが、我々ももちろん忙しいし、確かに空いている日はありますけど遊んでいるわけではありませんし、それに対してまた行政側もその準備がありますのでやはり私は基本的には無理があると思います。

(議長) どうですか(委員 G)

(委員 G) 委員長は6月中は空いている日はありますか。

(委員 B) 委員長の日程が最優先…

(議長) あとで皆さんですり合わせしなければなりませんので、今までの会議の日程調節をしていく中で議員の皆さまが落ち着いて出席できる場所を取って、それに皆さん合わせていただくという格好できていますし、法律に関する部分では(委員 K)の出席を皆さん求めている部分がありますので、できましたら7月6日の日に合わせていただきたいなと思います。どうか皆さんご了承いただきたいと思いますがいいですか。

(一同) 異議なし

(議 長) それでは日程調整し7月6日の金曜日午後1時30分からということで事務局のほうで調整をお願いいたします。私のほうは以上ですので事務局にお渡しします。

(事務局) 委員長、議長として議事進行ありがとうございました。それではこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日は長時間ありがとうございました。

9 閉会

会議終了 午後4時30分